

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

記入例

(離職等)

フリガナ	オカヤマ タロウ
①氏名	岡山 太郎
②生年月日	昭和 平成・令和 50年 10月 5日 満(47)歳
③電話番号	090-0000-0000

④次の1.又は2.の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)

1. 離職又は第3条第1号に規定する場合

離職等の時期	令和5年3月31日
離職等した事業所	桃太郎株式会社 岡山支店

2. 第3条第2号に規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	
-------------------------	--

⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	平成20年4月から、桃太郎株式会社に正職員として勤務し、離職するまで世帯主として生計を維持していた。
---------------------------	--

⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)

1. 住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

2. 住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	岡山市○区○○町○○番地 ○○アパート101号室
住居の家主等	東京 一郎 賃貸契約書の貸主(物件の所有者)を記入
喪失するおそれのある住居の家賃額	48,000円 家賃額を記入(共益費・管理費・駐車場代等は含まない)
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	現在、収入減に加えて、預貯金の余裕がないため、今後の家賃が支払できない状況にある。

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ	オカヤマ タロウ	オカヤマ ハナコ	オカヤマ サクラ		
氏名	岡山 太郎	岡山 花子	岡山 桜		
続柄	本人	妻	子		合計
生年月日	昭和50年10月5日	昭和55年4月20日	平成20年2月4日		
収入(月額)	106,000円	52,800円	0円	円	158,800円
預貯金等	251,600円	335,783円	50,000円	円	637,383円

※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記入。雇用保険の失業等給付、各種年金等児童扶養手当等各種手当も合算する。

申立事項

上記の申立事項により、必要書類を添えます。

全ての通帳の残高と、手持ち金を合計し、記入

援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和5年4月20日

岡山市長殿

申請者氏名 岡山 太郎

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。